

情報通信審議会 情報通信技術分科会

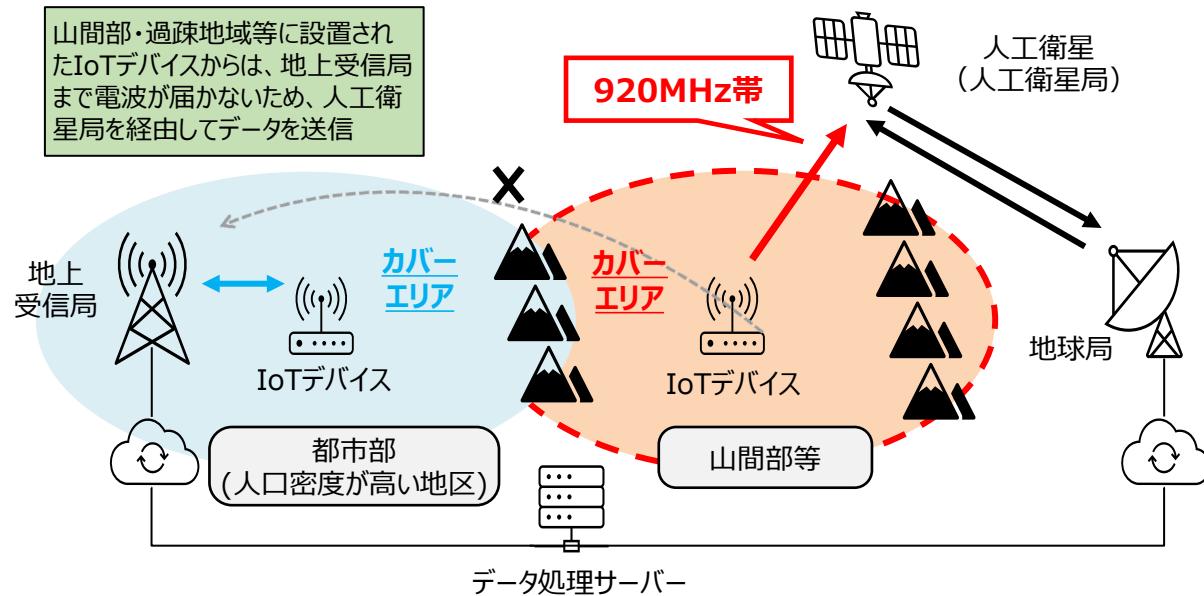
920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用について

令和7年10月20日
総務省 総合通信基盤局
電波部 基幹・衛星移動通信課

920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用について

- 920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの無線局（特定小電力無線局）は、平成23年12月に制度化されて以降、スマートメーター、センサーネットワーク、遠隔モニタリング等の、長距離通信・低消費電力運用が求められる用途で広く活用されている。
- 近年、地上の端末が送信する信号を人工衛星で受信することによりカバーエリアを拡大したい旨の要望があり、所要の制度整備が求められているところ^(※)。
- 920MHz帯には、移動衛星業務への国際分配はないが、本件は、地上の端末が従来の利用形態のまま、宇宙空間に伝わる電波を人工衛星で受信するものであり、他の無線システム（他国含む）に新たな影響を及ぼすものではない。
- 無線通信規則（RR）の規定に従い、移動衛星業務（地球から宇宙）について、追加的に国内分配することが可能。

山間部・過疎地域等に設置されたIoTデバイスからは、地上受信局まで電波が届かないため、人工衛星局を経由してデータを送信



(※)
「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書」
(令和6年8月30日)

920MHz帯等の免許不要の無線局から発信された電波を宇宙空間において積極的に受信する場合など、IoTの宇宙利用における制度的な課題を把握し、課題に応じて制度整理の検討などを進めることが適当である。その際には周波数の国際分配にも留意が必要であるとともに、衛星方向に指向性を持たせるなど宇宙利用を前提とした運用が行われる場合、端末の普及状況によっては他の国システムに影響を与えることも考えられることから、ニーズ・普及予測を行い混信除去のための措置を行うなどの必要な対策を検討することが適当である。

「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）
宇宙との920MHz帯通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革
遠隔測定等の用途で利用される920MHz帯の免許を要しない無線局について、当該無線局から発射された電波の人工衛星等での受信が可能となるよう、情報通信審議会等において技術的な検討を進め、令和7年度中に所要の措置を講ずる。

Radio Regulations (無線通信規則) 抜粋

4.4 Administrations of the Member States shall not assign to a station any frequency in derogation of either the Table of Frequency Allocations in this Chapter or the other provisions of these Regulations, except on the express condition that such a station, when using such a frequency assignment, shall not cause harmful interference to, and shall not claim protection from harmful interference caused by, a station operating in accordance with the provisions of the Constitution, the Convention and these Regulations.

4.4 連合員の主管庁は、この章の周波数分配表又はこの規則のその他の規定に反していかなる周波数も局に割り当ててはならない。ただし、周波数割当ての使用において、憲章、条約及び無線通信規則の規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。